

公益財団法人琵琶湖・淀川水質保全機構
令和８年度第１回理事会議事録

- 1 理事会の決議があったものとするみなされた事項の内容
(1) 第１号議案のとおり、湯木 保彦 を常務理事に選定する。
(2) (1) の提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされる日は、令和
８年４月１日とする。
- 2 理事会の決議があったものとみなされた事項の提案者
理事長 目 片 佳 子
- 3 理事会の決議があったものとみなされた日
令和８年４月１日（水）
- 4 議事録の作成に係る職務を行った理事
理事長 目 片 佳 子
- 5 理事総数８名の同意書
別添のとおり
- 6 監事総数２名の異議がないことを証する書類
別添のとおり

令和８年３月６日、理事長目片佳子が理事及び監事の全員に対して、理事会の決議の目的である事項について、上記の内容の提案書を発送し、当該提案につき令和８年４月１日までに理事の全員から文書により同意する旨の意思表示を、また監事から文書により異議がない旨の意思表示を得たので、定款第３６条に基づき、当該提案を承認可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。

以上のとおり、理事会の決議があったとみなされたことを明確にするため、この議事録を作成し、議事録作成者が記名押印する。

令和８年４月１日

公益財団法人琵琶湖・淀川水質保全機構

理事長 目 片 佳 子 印

第 1 号議案

常務理事の選定に関する件

定款第 22 条第 2 項の規定に基づき、下記の者を常務理事に選定する。

また、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報酬年額を承認する。

記

1 常務理事

湯 木 保 彦 （公益財団法人琵琶湖・淀川水質保全機構理事）

2 報酬年額

年間報酬総額は、5, 4 0 0, 0 0 0 円とする。